

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 歳費及び期末手当の国庫返納に係る公職選挙法の適用除外

当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第九十九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこと。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第十八項関係）

二 施行期日等

1 一及び二は、公布の日から起算して一月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して一月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。（附則第一項関係）

2 一は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用すること。（附則第二項関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこと。